

沖縄県市町村振興資金貸付基金の貸付方針及び標準処理期間の設定について

令和4年3月31日
沖縄県知事通知

第1 貸付方針

沖縄県市町村振興資金貸付基金（以下「振興資金」という。）の貸付けについては、沖縄県市町村振興資金貸付基金条例（昭和50年沖縄県条例第15号）及び同条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第48号）によるほか、この貸付方針の定めるところによる。

1 一般的事項

振興資金の貸付けは、世代間の負担の公平や市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものに行うものとともに、次に掲げる事業に優先的に貸し付けるものとする。

- (1) 継続事業
- (2) 地方単独事業
- (3) 新規事業のうち特に緊急を要する事業

2 振興資金の貸付限度額

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則第5条第1項に規定する「知事が必要と認めるとき」とは、資金の借入申込みの総額が沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則第5条第3項により別に定めることとされている一会計年度の貸付額の総額を超えないときとする。

3 貸付額の算定

振興資金の貸付額は、実施事業費から特定財源（地方債を除く。）を控除した額から振興資金以外の地方債（以下「通常債」という。）を控除した額以内とする。ただし、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第10項に基づく基準に定める一般単独事業のうち一般事業の貸付額は、実施事業費から特定財源（地方債を除く。）を控除した額に、90%を乗じて得た額から通常債を控除した額以内とする。また、地方債の借換えについては、地方債の繰上償還に要する経費（繰上償還を行う際に生ずる補償金を除く。）として必要な額以内とする。

4 一件当たりの金額

振興資金の貸付け一件当たりの金額は、100万円以上とし、算定した額に10万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

5 償還期間の原則

振興資金の償還期間については、原則として次によることとする。

- (1) 施設整備事業 15年（沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則第5条第4項第2号の規定により償還期間が10年以内とされた事業を除く。）（うち据置期間1年）
- (2) 備品購入事業 5年（うち据置期間1年）
- (3) 地方債の借換え 15年（当初の償還年限を含め、施設の耐用年数の範囲内の期間）（据置期間なし）

6 貸付利率の適用

- (1) 貸付決定日における貸付利率は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する

規則（昭和49年大蔵省令第42号）第29条第1項に基づき、地方公共団体が普通地方長期資金等の借入申込みをする場合の利率（以下「財政融資資金利率」という。）の取扱いに準ずるものとし、財政融資資金利率の元利均等年賦償還方式（全期間固定金利貸付）における各区分の利率を用いて算定した利率を毎年3月に別途通知するものとする。

- (2) 離島、辺地又は過疎地域の市町村とそれ以外の市町村とで構成されている一部事務組合が実施する事業に適用する貸付利率は、原則として基準利率の2分の1を乗じて得た利率とする。

ただし、離島、辺地又は過疎地域以外の市町村の負担金のみで賄われている事業については、基準利率を適用する。

7 知事が特に必要と認める事業

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則別表第1「7 その他知事が特に必要と認める事業」とは、次の事業とする。

- (1) 公共施設の建設事業のうち他の事業区分の対象とならない事業
- (2) 貸付年度に施設の建設事業を行うもの及び次年度以降施設建設が確実に行われる見込みのある用地購入事業

8 地方債の借換えの要件

- (1) 地方債の借換えは、借換えを行おうとする地方債の借入利率が、別途通知する資金の貸付決定を受ける年度の4月1日における財政融資資金利率に1.5%を加えた後の利率を超え、かつ、借換えを行おうとする地方債の借入期間が、貸付決定を受ける年度の翌年度の5月31日において5年以上経過するものを対象とする。ただし、早期健全化団体にあつては、この限りでない。

- (2) 借換えの対象となる地方債は、以下に掲げる公的資金以外とする。

- ア 財政融資資金
- イ 旧郵政公社資金（旧郵便貯金資金、旧簡易生命保険資金）
- ウ 地方公共団体金融機構資金（旧公営企業金融公庫資金含む。）
- エ 国の予算等貸付・政府関係機関貸付
- オ 共済等（沖縄県市町村振興協会、市町村職員共済組合の資金融資）
- カ 市町村振興資金、交通方法変更記念特別事業貸付資金

9 貸付対象事業の制限

通常債（行政改革推進債を除く。）をもって充当することができる事業については、当該通常債を優先的に充当した事業について貸付けを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業にあつては、この限りでない。

- (1) 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業
- (2) 合併市町村振興事業
- (3) 実質赤字解消対策支援事業
- (4) 公債費負担適正化対策支援事業

10 貸付けを受けることができない経費

次に掲げる経費に該当する場合は、振興資金等の貸付けを行わないものとする。

- (1) 一般的調査費
- (2) 耐用年数の短い施設費（耐用年数が5年未満のもの）
- (3) 消耗器材費
- (4) 備品費（一品の単価が20万円未満又は耐用年数が5年未満のもの）
- (5) 維持補修費
- (6) その他当該地方公共団体の財政状況からみて、一般財源をもって措置することが

適当と認められる経費

11 貸付けを受けることができない市町村

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第6号に規定する財政再生基準が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令397号）第8条に規定する数値以上の市町村については、振興資金の貸付けを行わないものとする。

12 貸付制限を受ける市町村

次の各号に掲げる市町村については、当該各号に掲げる計画等の内容、その実施状況を勘案し、振興資金の貸付けを行うものとする。

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する早期健全化基準が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に規定する数値以上の市町村 財政健全化計画
- (2) 実質収支の赤字額が地方財政法施行令第22条の規定により算定した額以上である市町村（(1)に係るものを除く。） 実質赤字解消計画
- (3) 実質公債費比率が18%以上の市町村（(1)に係るものを除く。） 公債費負担適正化計画
- (4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条の経営健全化基準が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に規定する数値以上の公営企業を経営する市町村 経営健全化計画
- (5) 地方財政法第5条の4第3項の規定に該当する公営企業を経営する市町村（(4)に係るものを除く。） 資金不足等解消計画
- (6) 地方財政法第5条の4第4項の規定に該当する標準税率未満の市町村が、同法第5条第5号に規定する経費の財源とする場合 同法第5条の3第11項に規定する基準に定める標準税率未満の許可団体に係る許可基準

13 貸付制限を受ける一部事務組合

12の(1)に掲げる市町村が構成する一部事務組合については、貸付金の償還に充てられる構成市町村毎の負担金又は補助金の額及び負担割合を勘案し、振興資金を貸し付けるものとする。

14 繰上償還の取扱い

振興資金等の任意の繰上償還については、次によることとする。

- (1) 償還は、原則として貸付事業一件単位かつ残存額一括償還とする。
- (2) 償還額は、毎年2月の定時償還後の未償還元金を対象とする。
- (3) 繰上償還日は、貸付事業の元利金の支払い期日と同一とする。

第2 標準処理期間

通常要すべき標準的な期間は、借入申請から貸付決定までおおむね1ヶ月程度とし、当該年度末までに決定が行われるものとする。

なお、最終の借入申込書の提出から貸付予定額の決定までの期間についても、おおむね1ヶ月程度とする。

第3 その他

沖縄県市町村振興資金貸付基金の貸付方針及び標準処理期間の設定について（平成30年3月29日沖縄県知事通知）は廃止する。ただし、廃止前の貸付決定分については、なお、従前の例による。